

昭毎週火、金曜日発行（但休日、當るときは翌日）
四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示

目 次

公有水面埋立により土地が新たに生じたことについての届出

昭和三十八年五月鳥取県告示第二百九号の廃止

公有水面埋立地の区域編入

昭和三十八年五月鳥取県告示第二百十号の廃止

保安林の解除予定

解除予定の保安林にする旨の通知

教育職員の免許状の授与

健康保険法による保険医の登録
家畜伝染病が発生した旨の報告
みつばちについての腐そ病の發生

告

示

鳥取県告示第三百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の第一項の規定に基づき、東伯郡羽合町長から、公有水面の埋立により、同町の区域内に、次の土地が新たに生じたことについて届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年六月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

羽合町大字上浅津字宮ノ本一六ノ一、二一ノ一地先

一八九・九七平方メートル

羽合町大字上浅津字宮ノ本五ノ一、五ノ二、五ノ四、

六ノ一、六ノ三地先

八一〇・〇〇平方メートル

羽合町大字上浅津宮ノ本一、一ノ一、一ノ三、二、三ノ四地先

六一七・六〇平方メートル

00775

5 昭和39年6月23日 火曜日 鳥取県公報 第3541号 (第3種郵便物) (認可)

	発生場所	発生群数	発生の場所	発生年月日
一 必要な措置	鳥取市西今在家	三十八	鳥取市西今在家	昭和三十九年六月 八日
" 向国安	"	十九	" 向国安	" 十三日
"	鳥取市西今在家	三十八	昭和三十九年六月 八日	八日

鳥取県告示第三百九十九号

県内にみつばちについての腐そ病が発生したので、みつばちについての腐そ病予防に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県規則第二十七号）第五条の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 発生した場所等

鳥取市西今在家 発生群数 石 破 二 朗 発生年月日

鳥取市西今在家 三十八 昭和三十九年六月 八日

" 向国安 十九 "

十三日

00775

昭和39年6月23日 火曜日 鳥取県公報 第3541号 (第3種郵便物) (認可) 4

免許状の種類	番 号	氏 名	本籍地
高等学校助教諭	昭三九高助 第七号	涌島 敬子	鳥取県
"	第八号	香川 晃	"
"	第九号	藤井 茂憲	"
"	第一〇号	吉村誠之助	島根県
"	第一一号	清山 馨	鳥取県
"	一二号	元上 正幸	島根県
級普通免許状二	昭三九高二普 第一号	ト藏 克朗	鳥取県

鳥取県告示第三百九十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をした

ので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十九年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

次のとおり家畜伝染病が発生した旨の報告があつたので、家畜伝染病予防法（昭和二十一年法律第六十六号）第十三条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 家畜の種類 みつばち
- 二 家畜伝染病の種類 腐そ病
- 三 発生群数等

氏名	住所	登録の登録年月日
福元征四郎	鳥取市東品治町	鳥齒 二四二 昭和三十九年六月五日
鎌沢 泉	米子市和田町	鳥齒一〇四八 " 六日
相原 裕	境港市新屋町	" 一〇四九 " 六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十九年六月二十三日より十四日間、発生した地点を中心として半径二キロメートル以内の区域内のみつばち及びみつばちの腐そ病の病原体をひろげるおそれのある物品を移動させてはならない。ただし、家畜防疫員の指示に基づいて移動する場合はこの限りでない。